

# 会計年度母子・父子自立支援員（休業代替）募集要項

令和8年9月11日  
子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課

区役所・支所において、母子家庭・父子家庭及び寡婦の自立等に関する職務を行う会計年度任用職員を次のとおり募集します。

## 1 選考区分・採用予定人数・主な職務内容等

| 選考区分                             | 採用予定人数 | 主な職務内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会計年度<br>母子・父子自<br>立支援員<br>(休業代替) | 1名程度   | <p>ひとり親家庭応援専門員と連携し次の事項などについて専門的な相談・指導を行うとともに、適切な対応を行います。</p> <p>(1) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付・償還等に関すること<br/>(2) 寡夫福祉資金の貸付等に関すること<br/>(3) 母子家庭・父子家庭の経済上の諸問題に関すること<br/>(4) 母子家庭・父子家庭の児童の養育・就学及び就職等に関すること<br/>(5) 母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦の職業能力向上・求職活動に関すること<br/>(6) 相談記録、調査記録等の様々な記録の作成と管理</p> <p>また、常に担当区域内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦及び寡夫の実情把握に努め、相談・指導を行うにあたり面接及び調査を積極的に行い、関係機関等とも協力・連携しながら、事後指導にも努めていただきます。</p> <p>なお、窓口・電話対応やパソコン操作を含む社会福祉事務所長又は支所長が必要と認める業務に従事していただきます。</p> |

※採用予定人数は9月11日現在の予定であり、変動する可能性があります。

## 2 受験資格

次の(1)～(4)の要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、産業カウンセラー、キャリア・コンサルティング技能士又はキャリアコンサルタントの資格を有する方
- ② 大学で社会福祉、児童福祉、心理学、社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ③ 前各号に準ずる方で、福祉・雇用に関する相談援助業務を行うに必要な熱意と識見を持ち真に活動力のある方

(2) Word、Excel、メールを含むパソコンの基本操作ができる方

(3) 採用月の1日から勤務可能な方

(4) 次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 3 申込み

(1) 申込期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月28日（月）午後5時まで【必着】

## (2) 申込書類

下記の①から③を提出してください。応募書類に不備がある場合には受け付けできない場合もあります。なお、①および②は名古屋市公式ウェブサイトの様式をダウンロードできます。

### ①応募申込書【様式 1】

- ・正面顔写真を貼付してください。(写真の裏に氏名を記入してください。)
- ・受験資格に関する職歴、学歴、資格等は必ず記入し、職歴については主な職務内容等を併せて記入してください。

### ②作文(第1次試験)【様式 2】

- ・テーマは【様式 2】をご確認ください。
- ・作文は【様式 2】を使用して自筆で作成するほか、Word 等の文書作成ソフトウェアで作成することもできます。その場合は、A 4 縦長横書きの形式とし、テーマを【様式 2】に準じて記載するとともに、「氏名」を自署してください。また、1 行あたり 20 文字で 50 行以内としてください。

### ③第1次試験結果通知用封筒及び 110 円切手 1 枚

封筒には第1次試験結果通知先の住所及び氏名を必ず記入し、110 円切手を張り付けてください。

## (3) 申込方法

上記申込書類に必要事項等を記入の上、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課まで郵送もしくは持参してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員応募書類在中」と朱書きしてください。

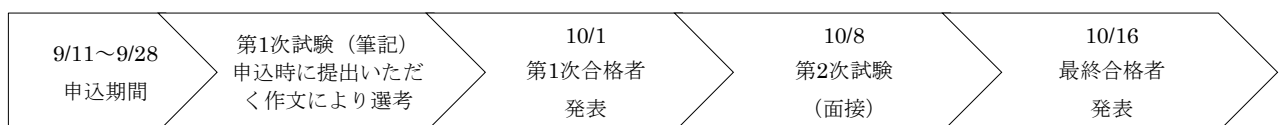
※持参の場合は、申込期間内(閉庁日除く)の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで受け付けます。

〔郵送宛先〕〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課

## 4 選考の日程等

### (1) 選考の流れ



### (2) 試験内容

| 試験        | 日程              | 試験内容   | 配点      |
|-----------|-----------------|--------|---------|
| 第1次試験(筆記) | 9/11(金)～9/28(月) | 作文筆記試験 | 50 点満点  |
| 第2次試験(面接) | 10/8(木)         | 面接試験   | 150 点満点 |

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

### (3) 第2次試験会場及び集合時間

第1次試験結果通知に記載してお知らせします。

### (4) 各試験結果の通知

試験結果については令和 8 年 10 月 16 日(金)に郵送にて通知します。あわせて、本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号を掲載します。

### (5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

## 5 最終合格から採用まで

(1) 採用は令和 8 年 11 月 1 日を予定しております。(採用後 1 月間は条件付採用期間となり

ます。)

- (2) 任用期間は、採用日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。ただし、代替元となる職員の休業期間等に取り消し・変更等があった場合には、任用期間を短縮することがあります。
- (3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (4) 試験合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から、令和 9 年 3 月 31 日となります。

## 6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

|                 |                                               |                                                          |                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 次試験<br>不合格者 | ・第 1 次試験順位<br>・第 1 次試験得点<br>・第 1 次試験<br>合格基準点 | 各試験の結果発表日から<br>その翌月同日まで<br>(ただし、最終日が閉庁日の<br>場合は、次の開庁日まで) | 子ども青少年局子ども未来<br>企画部子ども未来企画<br>課において、必ず受験者本<br>人が、運転免許証、旅券等<br>の身分証明書(写真のある<br>もの)を提示して口頭で申<br>し出してください。 |
| 第 2 次試験<br>不合格者 | ・総合順位<br>・総合得点<br>・最終合格基準点                    | ・ 9:00~12:00<br>・ 13:00~17:00<br>(土・日・祝・振替休日を除く)         |                                                                                                         |

- ※ 開示請求は受験者本人による市役所(中区三の丸三丁目 1-1) 来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ※ 必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。
- ※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

## 7 勤務条件

|       |                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報酬    | 月額 186,312 円から 232,824 円(地域手当相当報酬を含む。)の範囲で、<br>高等学校卒業後の年数に応じて決定<br>他に通勤手当に相当する費用弁償を支給<br>(令和 8 年 4 月 1 日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります。) |
| 勤務時間  | 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までのうちの所<br>属長の指定する 1 日 6 時間(1 時間の休憩を除く)の週 30 時間                                                     |
| 休日    | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、<br>年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)                                                                           |
| 休暇    | 年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等                                                                                                                     |
| 社会保険等 | 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり                                                                                                              |
| 勤務場所  | (母子・父子自立支援員)<br>緑区役所民生子ども課<br>※勤務場所は 9 月 11 日現在の予定であり、変更となる可能性があります。                                                                 |

## 8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉 名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課  
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 (市役所本庁舎 1 階)  
TEL : 052-972-2522      FAX : 052-972-4204